九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

唐代の和蕃公主をめぐる諸問題について

藤野, 月子
九州大学大学院人文科学府

https://doi.org/10.15017/25832

出版情報：九州大学東洋史論集. 34, pp.110-132, 2006-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

唐代の和蕃公主をめぐる諸問題について

藤野月子

はじめに

表題に掲げた和蕃公主とは、周辺諸国を懐柔するために中原王朝より降嫁された公主のことである(1)。この和蕃公主に関わる問題については、既にこれまで国内外を問わず、数多くの研究がなされ、優れた成果が累積されてきている。それ故、この問題に関しては既に論じ尽くされている感があるといえる。しかし、子細にみていくとき、そこに未だ解明すべき問題が残されていないわけではないように思われる。

かつて、布目潮渢氏は、「北朝では柔然・突厥に対する公主出嫁は一方的でなく、相互互換的か、時には柔然・突厥側より北朝へ皇后を出しているのに対し、隋・唐ではそのようなことはなく、隋の名義的な大義公主に始まり、実の皇帝の娘でない安義・義成両公主をへて、唐代に至っても、隋唐側より公主出嫁のことはあっても、その逆はないということである。」とされたことがある(2)。また、「公主の出嫁は、隋唐時代では吐谷渾・吐蕃・突厥・契丹・奚・回紇の主として北方遊牧民族との間に行われ、朝鮮の新羅等にはそのようなことがまったく伝えられていないことはどのように考えたらよいのであろうか。」とも述べられたことがある。こうした見解、すなわち、隋唐では周辺諸国の王女（以下、周辺諸国から中原王朝へ入嫁する女性を和蕃公主と区別し、便宜的に王女と称す）が中原王朝へ降嫁することはない、及び、和蕃公主の降嫁は北方遊牧民族との間にのみ見出される、という見解は布目氏のみにみられるものではなく、同じく和

蕃公主について論じられている、日野開三郎・坂元義種・長沢恵氏らの場合にあっても存在している[3]。

前者の、隋唐では周辺諸国から中原王朝への王女の入嫁はみられない、とする見解は、当該時代においてその事例を示す史料が見当たらないとすることによっているものである。それだけに、それに反する事例は本当に存在しないのかという疑問が生じる。また、後者の、和蕃公主の降嫁は北方遊牧民族に限られる、とする見解に対しては、中国の研究者によって唐から南詔への和蕃公主の降嫁事例があると指摘されている[4]。それ故、先の二点の見解については未だ検討の余地があるといえよう。よって、本稿では、まず、上記の見解に対してその当否を確認しながら私見を述べることとする。

また、周知のように、唐代では和蕃公主の降嫁以外にも、冊封・羈縻など様々な外交施策が存在した。これらの多くは唐以前及び以降の諸朝でも実行された施策であるが、その中で、和蕃公主の降嫁は唐代において最も数多くの事例がみられるものである。しかし、従来では、何故唐代で最も盛んに和蕃公主の降嫁が行われたのかという点について考察した研究は管見の及ぶ限り見受けられない。本稿では、上記二点のほか、時代を唐以前の諸朝にも視野を広げ、中原王朝から行われた公主降嫁や周辺諸国から行われた王女入嫁の実態を追究し、それらが各時代においてどのような変容を遂げていったのか、という点について考察することにより、唐代において最も盛んに和蕃公主が降嫁された状況は何処から生じたものであるのか、についても考察することとしたい。

一　唐と周辺諸国との婚姻について

序節で述べたように先行研究によると、隋唐では周辺諸国から中原王朝への王女の入嫁はみられない、とされている。布目氏は、突厥へ降嫁された大義公主の考察を通じ、公主降嫁は中原王朝と北方遊牧民族との力関係を考える一指標になる、としている。そして、北朝の時代は自己の力量が相対的に弱体であったため、中原王朝には北方遊牧民族の勢力

へ正面作戦をとる余裕のない場合が多く、それだけに公主降嫁は相互互換的あるいは、中原王朝がむしろ積極的に北方遊牧民族の王女を娶る傾向にあったことを明らかにしている。この点に関しては筆者も氏の見解に賛同するものであるが、氏はこうした見解を提示すると共に、更に、隋唐では北朝の時代と異なり公主降嫁は中原王朝からしか行われていないとしている。この点は確かなことといえるであろうか。

『旧唐書』巻一九四上 突厥伝上に、聖暦元（六九八）年、突厥の黙啜可汗が自分の女を唐（当時は則天武后の即位により周であったが、混乱を避けるため、以下、周の場合も唐と記述）側が娶るよう申し入れたときのこととして、

黙啜表請与則天為子。并言有女、請和親。

とある(5)。この可汗の求めに対し、唐では可汗の女を娶り、突厥へ婿が嫁を迎えに向かうことが決定された。すなわち、同伝中に、上記に続いて次の記述がみられる(6)。

其年、則天令魏王武承嗣男淮陽王延秀、就納其女為妃、遣右豹韜衛大将軍閻知微摂春官尚書、右武威衛郎将楊斉荘摂司賓卿、大齎金帛、送赴虜庭。行至黒沙南庭、黙啜謂知微等曰、「我女擬嫁与李家天子児、你今将武家児来。此是天子児否。我突厥積代已来、降附李家。今聞李家天子種末総尽、唯有両児在。我今将兵助立。」遂収延秀等、拘之別所。偽号知微為可汗、与之率衆十余万、襲我静難及平狄、清夷等軍。静難軍使左玉鈴衛将軍慕容玄崱以兵五千人降之。

この記述によれば、このとき、突厥の求めに際し、唐側の婿として選ばれた人物は、則天武后の甥である武承嗣の子の武延秀であったことがわかる。その結果、唐から突厥へ婿が嫁を迎えに向かったものの、延秀は李家の者ではないとして可汗に捕えられ、続いて突厥が唐へ侵攻し、この婚姻は成立しなかったという(7)。しかし、注目すべきは、突厥の求めに応じ、唐が突厥可汗の女を娶ることを一旦は決定していたという点であろう。このことは先に述べた従来の見解と齟齬するといえよう。

また、長安三（七〇三）年にも、黙啜可汗は再び自分の女を唐側が娶るよう申し入れている。ただ、その後、突厥が

唐へ侵攻したため、婚姻は最終的には成立しなかった。しかし、この場合も不成立ではあったけれども、上述の聖暦元年の事例同様、突厥の求めに応じ、唐は突厥可汗の女を娶ることを一旦は決定しているのである。すなわち、同伝中に、

黙啜遣使莫賀達干請以女妻皇太子之子。則天令太子男、平恩王重俊、義興王重明廷立見之。黙啜遣大臣移力貪汗入朝、献馬千匹及方物以謝許親之意。則天讌之於宿羽亭。太子、相王及朝集使三品以上並預会、重賜以遣之。中宗即位、黙啜又寇霊州鳴沙県。霊武軍大総管沙吒忠義拒戦久之、官軍敗績、使者六千余人。賊遂進寇原、会等州、掠隴右群牧馬万余匹而去、忠義坐免。中宗下制絶其請婚。

とあるのである(8)。

また、『新唐書』巻二一七上 回鶻伝上には、至徳元（七五六）年、ウイグル可汗が自分の養女を章懐太子の孫である敦煌王の李承宗へ娶わせて和親を申し入れてきたときのこととして、

粛宗即位、使者来請助討禄山。帝詔敦煌郡王承宗与約、而令僕固懐恩送王、因召其兵。可汗喜、以可敦妹為女、妻承宗、遣渠領来請和親。帝欲固其心、即封虜女爲毗伽公主。…帝因冊毗伽公主為王妃、擢承宗宗正卿。

とあり(9)、このとき、唐は可汗の女を毗伽公主に、その後、王妃に封じている。この事例もまた先の事例と同じく周辺諸国の王女が中原王朝へ「降嫁」した事例といえるであろう。

以上の考察によって、隋唐では周辺諸国から中原王朝への王女の入嫁はみられない、とする従来の見解に修正が加えられるべきことが明らかとなった。

では何故、唐はこうした中原王朝の男子と周辺諸国の女子との婚姻という形態をも、和親の一環として採用したのであろうか。やや付加的ではあるが、こうした問題についての私見を述べ、本節で論じたこととの関連を、この場をかりて明らかにしておく。

周知のように、和蕃公主の降嫁施策が始まった前漢の頃、和蕃公主の降嫁にはほとんど人質の意味しか存在しなかった。一方、既に先行研究で、中原王朝の勢力が盛んなとき、その権威を背景に周辺諸国の君長が自国の権威を内外へ誇

示するために公主降嫁を求め、中原王朝がそれを許可する事例の存在が指摘されている[19]。つまり、そもそも人質としての性格を強くもった和蕃公主は、後代するに従い、中原王朝が周辺諸国へ与える恩寵へと変容していったのである。また、北朝の時代に中原王朝が北方遊牧民族の王女を娶ったのは、布目氏が明らかにしたように、中原王朝が相対的に弱体な時期である。この場合は、内実がどうであれ、和蕃公主の降嫁は中原王朝自らが与える周辺諸国への恩寵を示すものであったことと相反し、周辺諸国からの王女の入嫁は周辺諸国が中原王朝へ与える恩寵という一面をもっていたとも考えられよう。そこで、先に取り上げた、聖暦元年・長安三年・至徳元年の場合をみてみると、いずれにおいても、唐は国内外に問題を抱え、突厥やウイグルへ正面作戦をとる余裕をもっていなかった。つまり、そこに、唐の周辺諸国に対する軍事的優位性を見出すことはできず、北朝の時代と同様、周辺諸国から入嫁する王女は周辺諸国が中原王朝へ与える恩寵という一面さえもちうる状況が出現していたともいえるであろう。

以上のことから、中原王朝は自らの勢力が周辺諸国と比較して弱体である際、周辺諸国の王女を娶り、逆の状況では、周辺諸国へ公主を降嫁する傾向にあったといえるであろう。

二　唐の南詔への和蕃公主の降嫁について

序節で述べたように先行研究によると、和蕃公主が降嫁されたのは北方遊牧民族に限られる、とされている。しかし、『新唐書』・『資治通鑑』などの記述には唐が南詔へ和蕃公主の降嫁を行ったとする事例がある。この事例について、我が国の従来の研究では指摘したものがない。一方、中国では、王桐齢、鄭平樟、王寿南、閻明恕ら各氏によってこの事例の存在が既に指摘されている。ただ、王氏らの研究は、唐が様々な周辺諸国へ和蕃公主を降嫁したことを具体的に示す際、その一例として南詔への降嫁について簡単に触れたものにすぎず、我が国の研究との相違を認識し、このときの降嫁のもつ意味について詳細に論じたものではない。また、中国の研究には、我が国の研究にみられる農耕・遊牧の

別という観点も存在していない。しかし、実際に、中原の南方に位置し、遊牧を基盤としない南詔へ和蕃公主の降嫁を唐が図っているとすれば、従来の農耕・遊牧の別という観点は再検討の余地があることとなろう。よって、本節では、唐の南詔への和蕃公主の降嫁について検討し、その上で従来の見解に対する私見を述べることとする。

『資治通鑑』巻二五二 僖宗紀 乾符三（八七六）年九月の条に、当時西川節度使であった高駢が南詔の侵攻を恐れ、その君長である驃信へ和蕃公主の降嫁を行うよう朝廷へ奏請したことを伝えて、

役之始作也、駢恐南詔揚声入寇。雖不敢決来、役者必驚擾。乃奏遣景仙託遊行入南詔、説諭驃信使帰附中国、仍許妻以公主。因与議二国礼儀、久之不決。駢又声言欲巡辺、朝夕通烽火、至大渡河、而実不行、蛮中惴恐。由是訖於城成、辺候無風塵之警。先是、西川将吏遣南詔。驃信皆坐受其拜。駢以其俗尚浮屠、故遣景仙往。驃信果帥其大臣迎拜、信用其言。

とある(11)。上記で論じられている「礼儀」とは、恐らく公主降嫁の際に行われる二国間の婚姻儀礼に関わるものであろう。また、『新唐書』巻二二二中 南蛮伝中に、南詔がこの乾符三年以後、しばしば使節を派遣してきたことを伝えて、

（南詔）遣清平官酋望趙宗政、質子三十入朝乞盟、請為兄弟若舅甥。

とある。ここに南詔が唐に対して求めた「兄弟若舅甥」とみえる関係も、先述の「礼儀」の検討と合わせ考えた際、公主降嫁を念頭においたものといえよう(12)。続いて、乾符四年にも、南詔から唐へ使節が派遣されている。同伝中に、そのことを伝えて、

（南詔）遣陀西段瑛宝、詣邕州節度使辛讜請修好。詔使者答報。

とある(13)。

このように、南詔は公主降嫁を受諾する意志を示し、唐へ使節を派遣して和親の姿勢をとりながら、一方では唐の周辺へ侵攻してもいた。これに対し、唐の朝廷では上述の高駢の提案を受け、南詔へ和蕃公主の降嫁を行うか否かの論

争が起こっていた。同伝中に、乾符五年、南詔の侵攻と、それを受けての高駢の提案へ右諫議大夫の柳韜らが反対意見を上言したことを伝えて、

（南詔）未幾、寇西川。駢奏請与和親。右諫議大夫柳韜、吏部侍郎崔澹醜其事、上言、「遠蛮畔逆、乃因浮屠誘致。入議和親、垂笑後世。駢職上将、謀乖謬、不可従。」遂寢。

とある[14]。つまり、高駢によって進められた公主降嫁の計画は、一旦とりやめとなったことがわかる。しかし、この公主降嫁をめぐる論争はその後もやまず、同年南詔の使節が入朝した際、鄭畋を筆頭とする反対派と、盧攜を筆頭とする賛成派とに別れ、唐の朝廷で論争が再燃している。同伝中に、そのことを伝えて、

蛮使者再入朝議和親、而駢徙荊南、持前請不置。宰相鄭畋、盧攜争不決、皆賜罷。

とある[15]。更に、二年後の広明元（八八〇）年、高駢の提案に反対した吏部侍郎の崔澹を高駢が弾劾する。同伝中に、そのことを伝えて、

是時、駢徙節鎮海、劾澹等沮議。帝蒙弱不能曉、下詔尉解。

とある[16]。すると、同年新たに西川節度使となった崔安潛が降嫁反対の意見を上言した。同伝中に、そのことを伝えて、

西川節度使崔安潛上言、「蛮蓄鳥獣心、不識礼義。安可以賤隷尚貴主、失国家大礼。澹等議可用。臣請募義征子率十戸一保願発山東鋭兵六千戍諸州、比五年蛮可為奴。」

とある[17]。また、同年新たに西川節度使となった陳敬瑄が今度は高駢と同じく南詔と和親を行うよう上言している。同伝中に、そのことを伝えて、

西川節度使陳敬瑄申和親議。

とある。そして、今度は従来より降嫁に賛成していた盧攜らがこの議に同調し、再び賛成意見を上言する。こうした経緯の後、僖宗は遂に、同年南詔への和蕃公主の降嫁を決断する。同伝中に、そのことを伝えて、

帝謂然、乃以宗室女為安化長公主許婚。

とある[18]。

このように、高駢の提案より唐の朝廷で施策が決定されるまで、約四年を要した。その間、南詔は唐への侵攻を企てていたが、公主降嫁が決定されると、これ以後、それを受け入れる態勢をとり、都合三度にわたり、迅速な公主降嫁の実施を求めている。同伝中に、同年、南詔からの使節派遣を伝えて、

法遣宰相趙隆眉、楊奇混、段義宗朝行在、迎公主。

とあり、同様に、翌中和元（八八一）年、南詔からの使節派遣を伝えて、

復遣使者来迎主、献珍怪氈罽百牀。

とあり[19]、同様に、中和二年、南詔からの使節派遣を伝えて、

又遣布燮楊奇肱来迎。

とある[20]。

こうした曲折をへて、『資治通鑑』巻二五五　僖宗紀　中和三年十月の条に、

以宗女為安化長公主、妻南詔。

とあるように、安化長公主が南詔へ降嫁することとなった。

しかし、『新唐書』巻二二二中　南蛮伝中には、長公主を南詔へ送るにあたっての使節が決定したことを述べた後、上記の『通鑑』とは異なる所伝がみえる。すなわち、

詔検校国子祭酒張譙為礼会五礼使、徐雲虔副之、宗正少卿嗣虢王約為婚使。未行、而黄巣平、帝東還、乃帰其使。

とあるのである。つまり、『新唐書』の記述によれば、安化長公主は南詔へ実際には降嫁していないと考えられるのである。鄭平樟氏もこの『新唐書』の記述により、唐―南詔間の和蕃公主の降嫁は最終的に成立していないとしている。

確かに、成立・不成立の観点からみれば、鄭平樟氏の説の通りと思われるが、筆者は唐が南詔への和蕃公主の降嫁を一旦は決定したという事実に着目する。何故ならこのことは、中原王朝は北方及び西方に位置し、遊牧を生業とする周

辺諸国とのみ婚姻関係を持つとする我が国における従来の見解と齟齬するからである。換言すれば、中原王朝は南方に位置して遊牧を生業としない周辺諸国へも和蕃公主を降嫁することがありえたということである。

ここで、唐と南詔との和蕃公主の降嫁について、いくらか確認すべき事柄がある。

第一は、この降嫁では先に唐側が南詔への和蕃公主の降嫁を検討している点である。唐代におけるこれ以前の和蕃公主の降嫁は、周辺諸国側からの求めを受けて行われることを建前とし、唐側からの提案をまつものではなかった。前節でも、既に先行研究で、唐の権威を背景に周辺諸国の君長が自国内外へ権威を誇示するため、唐側からではなく、周辺諸国側から公主降嫁を求めた事例の存在が指摘されていることを述べておいた。しかし、南詔への和蕃公主の降嫁の場合は、その通例に反して先ず唐の地方官がこれを提案し、曲折をへて唐の朝廷が決定するという「異例」の措置がとられているのである。この「異例」であるという点を、唐と南詔との和蕃公主の降嫁について考察する上では踏まえておく必要があろう。

第二は、唐の朝廷で南詔への和蕃公主の降嫁を行うか否かが論争された際、南詔はそれに見合う「礼儀」を有さない国であることが反対理由とされている点である。これと相似た事例としては薛延陀の場合が挙げられる。すなわち、『旧唐書』巻一九九下 鉄勒伝下に、貞観一六（六四二）年、唐が薛延陀への公主降嫁をとりやめたときのこととして、

議者以為夷狄不可礼義畜。若聘財未備而与之婚、或軽中国。当須要其備礼。於是下詔絶其婚。

とある(23)。このように、他の周辺諸国にも「礼儀」がないため、唐より公主降嫁を許可されなかった例がある。このことは、「礼儀」の有無が和蕃公主降嫁の際の一判断基準であったことを示しているとされよう。また、このことが論じられる際、そこに農牧の別についての指摘がみえないことは、それが和蕃公主の降嫁に際し、顧慮される基準ではなかったことをも窺わせるといえよう。

第三は、当時の唐を取り巻く状況である。周知のように、当時黄巣の大乱が勃発し、藩鎮自立化の動きが全国的に起こっていた。唐の国力は明らかに低下し、南詔とも婚姻を通じてその勢力を自らに引き付けようとしたと思われる。例

えば、金子修一氏は、唐が周辺諸国の君長などへ与えた王号を表にまとめ、そこで、粛宗以後ほぼ新羅と渤海以外、三度冊立されたのは南詔のみであることを明らかにされている[22]。このことからは、唐が南詔を戦略上極めて重要視していたことがうかがえよう。つまり、中原王朝が和蕃公主を降嫁する基準は、実は「礼儀」の有無よりも、その勢力が中原王朝に如何なる「利益」をもたらす存在であるか否かにかかっていたといえるのである。

以上の考察によって、唐が南詔への和蕃公主の降嫁を決定したことが明らかとなった。唐は南詔を重要視していた。また、唐以前の時代である北朝の時代やその後の時代である五代における諸朝にも、非遊牧国家としての高句麗や南詔の後継である大長和国との間で婚姻を行おうとする動きがあったことがある[23]。よって、中原王朝から和蕃公主が降嫁されたのは北方遊牧民族に限られる、とする従来の見解は大枠正しいものの、上記のような例外も存在することから、中原王朝が和蕃公主を降嫁する基準は、農牧の別や「礼儀」の有無にあるとするよりも、その勢力が中原王朝に如何なる「利益」をもたらす存在であるか否か、という点に究極的にはあったといえるであろう。

三　和親と和蕃公主の降嫁との関係

第一節では、唐代でも周辺諸国から中原王朝への王女の入嫁が存在したこと、第二節では、唐が遊牧を基盤としない南詔への和蕃公主の降嫁を決定したこと、をそれぞれ明らかとした。

序節で述べたように、和蕃公主の降嫁は唐代において最も数多くの事例がみられる。では、それはどのような理由から生じたことなのであろうか。本稿では、時代を唐以前の諸朝にも視野を広げ、中原王朝からの公主降嫁や周辺諸国からの王女入嫁の実態を追究し、それらが後代するに従ってどのような変容を遂げているのか、という点について考察することにより、唐代で最も盛んに和蕃公主が降嫁されるという状況は何処から生じたものであるのか、という点を明らかにすることとする。

今まず、唐代における和蕃公主の降嫁事例を表示してみよう。表Aは唐代に行われた和蕃公主の降嫁を年代順に示したものである。また、同時代に行われた周辺諸国から中原王朝への王女の入嫁を表Bとして示す。

表A

	年代	公主	降嫁先	出典
①	貞観一四（六四〇）年	宗室の女（弘化公主）	吐谷渾諾曷鉢	『旧唐書』巻一九八 吐谷渾伝 『新唐書』巻二二一上 吐谷渾伝
②	貞観一五年	宗室の女（文成公主）	吐蕃弄讃	『旧唐書』巻一九六上 吐蕃伝上 『新唐書』巻二一六上 吐蕃伝上
③	景雲元（七一〇）年	宗室の女（雍王守礼の女の金城公主）	吐蕃賛普	『旧唐書』巻一九六上 吐蕃伝上 『新唐書』巻二一六上 吐蕃伝上
④	開元五（七一七）年	宗室の女（従外甥辛景初の女の固安公主）	奚李大酺	『旧唐書』巻八 玄宗紀 『新唐書』巻二一九 奚伝
⑤	開元五年	宗室の女（東平王外孫楊元嗣の女の永楽公主）	契丹李失活	『旧唐書』巻八 玄宗紀 『新唐書』巻二一九 契丹伝
⑥	開元十年	宗室の女（成安公主の女の東光公主）	奚李魯蘇	『旧唐書』巻一九九下 奚伝 『新唐書』巻二一九 奚伝
⑦	開元十年	宗室の女（従妹夫慕容嘉賓の女の燕郡公主）	契丹李鬱于	『旧唐書』巻八 玄宗紀 『新唐書』巻二一九 契丹伝
⑧	開元十年	宗室の女（阿史那懐道の女の交河公主）	突騎施蘇禄	『旧唐書』巻一九四下 突厥伝下 『新唐書』巻二一五下 突厥伝下
⑨	開元一四年	宗室の女（従外甥の女の東華公主）	契丹李邵固	『旧唐書』巻八 玄宗紀 『新唐書』巻二一九 契丹伝
⑩	天宝三（七四四）載	宗室の女（四従弟参の女の和儀公主）	寧遠国爛達于	『新唐書』巻二二一下 寧遠伝下
⑪	天宝四載	宗室の女（外甥の女の宜芳公主）	奚李延寵	『旧唐書』巻九 玄宗紀 『新唐書』巻二一九 奚伝
⑫	天宝四載	宗室の女（外孫の女の静楽公主）	契丹李懐節	『旧唐書』巻九 玄宗紀 『新唐書』巻二一九 契丹伝

⑬	乾元五（七五八）年	粛宗の女の寧国公主	ウイグル 英武威遠可汗	『旧唐書』巻一九五 廻紇伝 『新唐書』巻二一七上 回鶻伝上
⑭	大暦四（七六九）年	家臣の女（僕固懐恩の女の崇徽公主）	ウイグル 英義建功可汗	『旧唐書』巻一二一 僕固懐恩伝 『新唐書』巻二一七上 回鶻伝上
⑮	貞元四（七八八）年	徳宗の女の咸安公主	ウイグル 天親可汗	『旧唐書』巻一三〇 関播伝 『新唐書』巻二一七上 回鶻伝上
⑯	長慶元（八二一）年	憲宗の女の太和公主	ウイグル 崇徳可汗	『旧唐書』巻一九五 廻紇伝 『新唐書』巻二一七下 回鶻伝下

表B

	年代	唐	王女の出身国	出典
①	至徳元年	敦煌王承采	ウイグル・可汗の養女	『旧唐書』巻一九五 廻紇伝 『新唐書』巻二一七上 回鶻伝上

表A，Bからわかるように、唐代では、和蕃公主の降嫁は一六件、周辺諸国からの王女の入嫁も一件、計一七件の婚姻による施策が外交上行われている。

この点を以下に掲げる漢代のそれと比較すると、現存の史料による限り、かなりの相違がみられる。漢代（後漢を含む）に行われた和蕃公主の降嫁を年代順に示したものが表Cである。

表C

	年代	公主	降嫁先	出典
①	恵帝三（前一九二）年	宗室の女	匈奴 冒頓単于	『漢書』巻九四上 匈奴伝上
②	文帝六（前一七四）年	宗室の女	匈奴	『漢書』巻九四上 匈奴伝上

③	景帝五（前一五二）年	宗室の女	老上単于 匈奴 軍臣単于	『漢書』巻九四上 匈奴伝上
④	元封六（前一〇五）年	宗室の女（江都王建の女の烏孫公主）	烏孫 昆莫	『漢書』巻九六下 西域伝下
⑤	元封期（前一一一～一〇五）	宗室の女（楚王戊の孫の解憂）	烏孫 岑陬	『漢書』巻九六下 西域伝下
⑥	竟寧元（前三三）年	後宮の宮女の王昭君	匈奴 呼韓邪単于	『漢書』巻九四下 匈奴伝下

表C①の事例は、『漢書』巻九四上 匈奴伝上に、漢初の匈奴との抗争を伝えて、

於是高祖患之、乃使劉敬奉宗室女翁主為単于閼氏。歳奉匈奴絮繒酒食物各有数、約為兄弟以和親。冒頓乃少止。

とあるものである。ここでは、和親締結の際、食物・財物の贈与、兄弟の約束をするなどといった他の項目と共に、公主（ここでは翁主[24]）降嫁が行われている。

表Cからわかるように、漢代は前漢後漢四百年を通じて公主降嫁の事例を六件見出しうる。つまり、現存の史料による限り、漢代の降嫁は約七〇年に一回の割合で行われたことになる。これを、先に示した唐代における件数と比較してみると、唐代では約一八年に一回の割合で行われており、漢代における公主降嫁の事例の割合は少ないことがわかる。これは単に史料が残されなかったからともいえよう。確かに、そうしたことも大きく影響しているであろう。ただし、必ずしもそうとばかりは言い難い現象もみられる。それは、後漢には公主降嫁の事例がみられないということである。これも単に史料が残されなかったからとのみ捉えることができるであろうか。この点について、更に検討してみよう。

『後漢書』巻八九 南匈奴伝に、明帝のとき、北匈奴が後漢へ和親を求めたことを伝えて、

時北匈奴猶盛、数寇辺、朝廷以為憂。会北単于欲合市、遣使求和親。顕宗（明帝のこと）冀其交通、不復為寇、乃

許之。

とあり、後漢はそれを許可している。時代は遡るが、光武帝のときにも、南匈奴との間で和親が成立したことを示す史料が存在する。しかし、これらの際、後漢から南匈奴へ公主が降嫁されたことを示す史料は管見の及ぶ限り見出せないのである[25]。

このように、前漢後漢を通じてみたとき、和蕃公主の降嫁が行われたのがすべて前漢においてであり、後漢になるとその事例をみることがなくなるという点は注目すべき事柄である。更に注目すべきは、この降嫁成立がみられないとする現象が、この後の時代へも継承され、魏晋南朝の時代にあっても、管見の及ぶ限り公主降嫁が成立したことを示す事例が見出せないということである[26]。この魏晋南朝の時代において事例が見出せないことも、先の後漢の場合と同様、歴史史料の少なさにその原因を帰すことができるであろうか。魏晋南朝の時代には『三国志』以下六つの正史が存在する。この点を漢代と比較すると、決して史料総量が少ないということはできないであろう。こうしたことは、後漢～六朝における公主降嫁が成立した事例が存在しない点に、単なる史料の問題へ帰すことのできない時代背景が存在することを予想させるといえよう。

こうした私見を一層確かなものとするのは、魏晋南朝の時代と大きく重なる五胡十六国から北朝の時代では、公主降嫁の事例が多くみられるようになるからである。しかも、同時に、周辺諸国の王女が中原王朝へ嫁すという、漢魏の時代には全くみられなかった事例さえみられるようになるのである。

今この点に注目しながら、五胡十六国から北朝の時代における降嫁についてみてみよう。表Dは五胡十六国から北朝の時代に行われた和蕃公主の降嫁の、表Eは同時代における周辺諸国から中原王朝へ行われた王女の入嫁の事例を、それぞれ年代順に示したものである。

表D

	年代	公主	降嫁先	出典
①	永興三（四一一）年	北燕馮跋の女の楽浪公主	柔然斛律勇	『晋書』巻一二五 馮跋伝
②	延和三（四三四）年	北魏西海公主	柔然呉提	『魏書』巻一〇三 蠕蠕伝
③	太延五（四三九）年	北魏太武帝の公主	氏楊保宗	『資治通鑑』巻一二三 宋紀五 一六年
④	太昌元（五三二）年	北魏宗室の女（范陽王誨の女の琅邪公主）	柔然阿那瓌の長男	『魏書』巻一〇三 蠕蠕伝
⑤	大統四（五三八）年	西魏宗室の女（元翌の女の化政公主）	柔然阿那瓌の弟の塔寒	『北史』巻九八 蠕蠕伝
⑥	興和二（五四〇）年	東魏宗室の女（常山王隲の妹の蘭陵公主）	柔然阿那瓌	『魏書』巻一〇三 蠕蠕伝
⑦	武定三（五四五）年	東魏宗室の女（済南王匡の孫の広楽公主）	吐谷渾夸呂	『北史』巻九六 吐谷渾伝
⑧	大統一七（五五一）年	西魏長楽公主	突厥伊利可汗	『周書』巻五〇 突厥伝
⑨	大象元（五七九）年	北周宗室の女（趙王昭の女の千金公主）	突厥他鉢可汗	『周書』巻五〇 突厥伝

表E

	年代	中原王朝	王女の出身国	出典
①	太平五（四一四）年	北燕馮跋	柔然勇斛律の女	『魏書』巻一〇三 蠕蠕伝
②	延和三年	北魏太武帝	柔然呉提の妹	『魏書』巻一〇三 蠕蠕伝
③	大統三年	西魏文帝	柔然阿那瓌の女の悼皇后郁久閭氏	『北史』巻一三 后妃伝上
④	興和四年	東魏	柔然	『北史』巻九八 蠕蠕伝

⑤	武定三年	東魏 高歓	柔然 柔然公主	『北史』巻一四　后妃伝下
⑥	武定三年	東魏 孝静帝	吐谷渾 夸呂の従妹	『魏書』巻一〇一　吐谷渾伝
⑦	天和三（五六八年	北周 武帝	突厥 木杆可汗の女の阿史那皇后	『周書』巻九　皇后伝

表D⑨の事例は、『周書』巻五〇　突厥伝に、突厥が北周へ和親を求めたことを伝えて、

他鉢復請和親。帝冊趙王招女為千金公主以嫁之、並遣執紹義送闕。

とあるものである。ここでは、和親締結の際、公主降嫁が行われている。

このように、五胡十六国から北朝の時代を通じ、公主降嫁が行われている。

年に一回の割合で行われたことになる。これを、漢代と比較してみると、当該時代における公主降嫁は漢代よりも盛んに行われるようになったことが明らかである。また、漢魏南朝の時代には全くみられなかった周辺諸国からの王女入嫁も七件存在しており、現存の史料による限り、約四〇年に一回の割合でそのような王女入嫁が行われたことになる。つまり、当該時代、外交施策として婚姻が行われた割合は約一七年半に一回ということである。なお、『魏書』巻二四　崔玄白伝に、

太祖常引問古今旧事、王者制度、治世之則。玄伯陳古人制作之体、及明君賢臣、往代廃興之由、甚合上意。未嘗謇諤忤旨、亦不諂諛苟容。及太祖季年、大臣多犯威怒、玄伯独無譴者、由於此也。太祖曾引玄白講漢書、至婁敬説漢祖欲以魯元公主妻匈奴、善之、嗟嘆者良久。是以諸公主皆釐降于賓附之国、朝臣子弟、雖名族美彦、不得尚焉。

とあり(23)、北魏の道武帝が漢代に行われた公主降嫁の施策を受けてそれを行ったことがわかる。このことから、北朝で行われた公主降嫁は単に漢代の施策にならっただけのものであるとも捉えられる。しかし、表D・Eからわかるように、

この公主降嫁の施策は北魏より以前の五胡十六国時代から行われており、一方、先に述べたように、この時代とほぼ同時期の魏晋南朝の時代において、この施策はとられていない。それに対し、五胡十六国から北朝の時代では、和蕃公主の降嫁及び、漢魏の時代には全くみられなかった周辺諸国からの王女の入嫁も行われている。以上のことから、五胡十六国から北朝の時代、和蕃公主の降嫁は漢代で行われた施策にならうということを建前としつつ、内実は北方的ともいえる要素に基づいて盛んに行われ、漢代よりも婚姻が外交の重要な施策となっていたといえるであろう。

五胡十六国から北朝の時代でみられた傾向は、北朝の王朝として中国再統一を成し遂げた隋にも受け継がれている。表Fは隋代に行われた和蕃公主の降嫁を年代順に示したものである。

表F

	年代	公主	降嫁先	出典
①	開皇一六（五九六）年	宗室の女（先化公主）	吐谷渾伏	『隋書』巻六四　柳謇之伝
②	開皇一七年	宗室の女（安義公主）	突厥突利可汗	『隋書』巻八四　突厥伝
③	開皇一九年	宗室の女（義成公主）	突厥啓民可汗	『隋書』巻六四　柳謇之伝
④	大業四（六〇九）年	宗室の女（華容公主）	高昌麹伯雅	『隋書』巻八三　高昌伝
⑤	大業十年	宗室の女（信義公主）	西突厥処羅可汗	『隋書』巻八四　西突厥伝

表F③の事例は、『隋書』巻六四　柳謇之伝に、突厥が隋へ和親を求めたことを伝えて、

及突厥啓民可汗求和親、復令謇之送義成公主於突厥。

とあるものである。ここでは、和親締結の際、和蕃公主の降嫁が行われている。

このように、隋は三十年余という短命な王朝であったにもかかわらず、その間に行われた公主降嫁は五件であり、これ以前の諸朝と比較しても、約七年半に一回の割合で行われたという点が注目される。よって、隋代ではこれまでの五胡十六国から北朝の時代においてみられた流れがより一層強まり、婚姻が外交の重要な施策となっていたといえよう。なお、当時は北朝の時代と異なり、中原王朝の勢力が周辺諸国と比較して優勢であり、周辺諸国からの王女の入嫁事例は管見の及ぶ限り見出せない。また、前掲論文の中で布目氏が述べるように、当該時代、和蕃公主の降嫁において周辺諸国に対する隋の優越性が現れている。すなわち、ここではもはや公主は人質ではなく、恩寵としての存在であったといえるであろう。

次に、唐代における事例についてみてみよう。

本節の初めに挙げた表A⑮の事例は、『旧唐書』巻一三〇　関播伝に、ウイグルが唐へ和親を求めたことを伝えて、

　廻紇請和親、以咸安公主出降可汗。

とあるものである。ここでは、和親締結の際、和蕃公主の降嫁が行われている。

このように、唐代で行われた公主降嫁は一六件であり、これ以前の諸朝における事例件数、すなわち、漢代の六件・五胡十六国から北朝の時代の九件・隋代の五件をはるかに上回るものである。また、五胡十六国から北朝の時代で行われた周辺諸国からの王女入嫁も一件みられる。つまり、唐代はこれまでの五胡十六国から北朝の時代、そして隋代でみられた流れがより一層強まった結果、婚姻の締結、中でも最も盛んに和蕃公主の降嫁が外交の重要な施策として行われたといえよう。

ここで、各時代で何年に一回和蕃公主の降嫁及び周辺諸国からの王女の入嫁、すなわち、外交施策として婚姻が行われたかという割合を表示してみよう。

表Gからわかるように、前漢に始まった和蕃公主の降嫁は、後漢になるとその事例をみなくなる。続く魏晋南朝の時

表G

時代	存続年間	件数	割合
漢代	紀元前二〇六～後二二〇年	六件	約七〇年に一回
〈前漢〉	紀元前二〇六～後八年	六件	約三五年に一回
〈後漢〉	八年～二二〇年	〇件	なし
魏晋南朝	二二〇年～五八九年	〇件	なし
五胡十六国～北朝	三〇二年～五八一年		
〈和蕃公主の降嫁〉		九件	約三〇年に一回
〈周辺諸国からの王女の嫁入〉		七件	約四〇年に一回
計		一六件	約一七年半に一回
隋	五八一年～六一八年	五件	約七年半に一回
唐	六一八年～九〇七年		
〈和蕃公主の降嫁〉		一六件	約一八年に一回
〈周辺諸国からの王女の嫁入〉		一件	約二九〇年に一回
計		一七件	約一七年に一回
五代十国～北宋	九〇七年～一一二七年	一件	約二二〇年に一回

代においても、その事例は存在しない。和蕃公主の降嫁実行における後漢の傾向が、魏晋南朝の時代へも受け継がれている。一方、それとほぼ同時期の五胡十六国から北朝の時代、和蕃公主の降嫁は漢代よりも盛んに行われるようになり、同時に、周辺諸国の王女が中原王朝へ嫁すという、漢魏の時代には全くみられなかった事例さえ盛んにみられるようになる。隋唐時代へ至ると北朝でみられた流れがより一層強まり、婚姻の締結、中でも最も盛んに和蕃公主の降嫁が外交の重要な施策として行われた。しかし、次の五代十国から北宋の時代になると再びほとんどみられなくなっている。

以上、時代を唐以前の諸朝にも視野を広げ、中原王朝から行う公主降嫁や周辺諸国から行う王女入嫁の実態を追究し、それらがどのような変容を遂げているのかという点について考察した。その中で、唐代はこれまでの五胡十六国から北朝の時代、そして隋代でみられた流れがより一層強まった結果、婚姻の締結、中でも最も盛んに和蕃公主の降嫁が外交の重要な施策として行われたことを確認した。

おわりに

以上の考察をまとめると次のようになる。

① 先行研究で、隋唐では周辺諸国から中原王朝への王女の入嫁は

みられない、とされているが、唐代でも周辺諸国から中原王朝への王女の入嫁は存在した。聖暦元年・長安三年・至徳元年のいずれの場合においても、唐は国内外に問題を抱え、突厥やウイグルへ正面作戦をとる余裕をもっていなかった。前漢の頃に人質としての性格が濃厚であった和蕃公主は、後代するに従い、中原王朝が周辺諸国へ与える恩寵へと変容していった。しかし、当時の唐に周辺諸国に対する軍事的優位性を見出すことはできず、北朝の時代と同様、周辺諸国から入嫁する王女は周辺諸国が中原王朝へ与える恩寵という一面さえもちうる状況が出現していたともいえる。よって、中原王朝は自らの勢力が周辺諸国と比較して弱体である際、周辺諸国の王女を娶り、逆の状況では、周辺諸国へ公主を降嫁する傾向にあったといえる。

② 先行研究で、和蕃公主が降嫁されたのは北方遊牧民族に限られる、とされているが、唐が南詔への和蕃公主の降嫁を決定した事例が存在する。唐は南詔を重要視していた。また、唐以前の時代である北朝の時代やその後の時代である五代における諸朝にも、非遊牧国家としての高句麗や南詔の後継である大長和国との間で婚姻を行おうとする動きがあったことがある。よって、従来の見解は大枠正しいものの、唐が南詔へ和蕃公主を降嫁しようとする、などの例外も存在することから、中原王朝が和蕃公主を降嫁する基準は、その勢力が中原王朝に如何なる「利益」をもたらす存在であるか否か、という点に究極的にはあったといえる。

③ 前漢に始まった和蕃公主の降嫁は、後漢になるとその事例をみなくなる。続く魏晋南朝の時代においても、その事例は存在しない。和蕃公主の降嫁実行における後漢の傾向が、魏晋南朝の時代へも受け継がれている。一方、それとほぼ同時期の五胡十六国から北朝の時代、和蕃公主の降嫁は漢代よりも盛んに行われるようになり、同時に、周辺諸国の王女が中原王朝へ嫁すという、漢魏の時代には全くみられなかった事例さえ盛んにみられるようになる。隋代、そして唐代へ至ると北朝でみられた流れがより一層強まった結果、婚姻の締結、中でも最も盛んに和蕃公主の降嫁が外交の重要な施策として行われた。

以上、唐代の和蕃公主をめぐる諸問題について、先行研究の見解へ私見を述べ、今回明らかにした現象の持つ意義を

考察した。そして、時代を唐以前の諸朝にも視野を広げ、中原王朝から行われた公主降嫁や周辺諸国から行われた王女入嫁の実態を追究し、それらが各時代においてどのような変容を遂げていったのか、という点を考察することにより、唐代において最も盛んに和蕃公主が降嫁された状況は何処から生じたものであるのか、について考察した。

本稿では、唐代における和蕃公主の降嫁の実態に迫り、これの持つ歴史的意味について考えようとしてきた。しかし、序節で述べたように今回取り上げた問題は未だ一部分のものである。本稿で取り上げた史料中にしばしば「和親」という語が登場するが、現段階では和親と和蕃公主の降嫁との関係がどのようなものであるのか明確ではない。また、表Gからわかるように、唐代で盛んに行われた和蕃公主の降嫁は、次の五代十国から北宋の時代になるとほとんど行われなくなる理由についても検討すべきであろう。今後も引き続き以上の諸問題に取り組み、和蕃公主の降嫁という婚姻による外交施策が、唐宋間で変化する意義を明らかにしていきたい。

註

(1) 小川昭一「和蕃公主の文学」(『花園大学研究紀要』一二 一九八一)によると、和蕃公主の語は中唐の詩人によって使用されたものがその最も早い例であり、九世紀頃には一般的な用語となっていたとされる。

(2) 布目潮渢「隋の大義公主について」(『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院 一九七九)

(3) 日野開三郎「唐代の和蕃公主」(『日野開三郎東洋史学論集』九 三一書房 一九七八)、坂元義種「古代東アジアの国際関係—和親・封冊・使節より見たる—」(『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館 一九七八)、長沢恵「中国古代の和蕃公主について」(『海南史学』二二 一九八三)

(4) 王桐齢「漢唐之和親政策」(『史学年報』一 一九二九)、鄭平樟「唐代公主和親考」(『史学年報』二 一九三五)、王寿南「唐代公主与和親政策」(『唐代人物与政治』文津出版社 一九九九)、閻明恕『中国古代和親史』(貴州民族出版社 二〇〇三)

(5) 『新唐書』巻二一五上 突厥伝上、『資治通鑑』巻二〇六 則天武后紀 聖暦元年
(6) 『新唐書』巻二一五上 突厥伝上、『資治通鑑』巻二〇六 則天武后紀 聖暦元年
(7) 『新唐書』巻二一五上 突厥伝上、『資治通鑑』巻二〇六 則天武后紀 聖暦元年・同書 巻二〇七 則天武后紀 長安四年
(8) 『新唐書』巻二一五上 突厥伝上、『資治通鑑』巻二〇六 則天武后紀 長安三年・同書 巻二〇八 中宗紀 神龍二年・同伝中 景龍元年
(9) 『旧唐書』巻一九五 廻紇伝、『資治通鑑』巻二一九 粛宗紀 至徳元年
(10) 前掲註(3)論文
(11) 『新唐書』巻二二二中 南蛮伝中
(12) 金子修一『隋唐の国際秩序と東アジア』(名著刊行会 二〇〇一)によると、このとき南詔が求めた「兄弟」もしくは「舅甥」の関係は、唐―ウイグルとの兄弟関係、唐―吐蕃との舅甥関係を踏まえた、南詔の唐に対する敵国関係に基づいた待遇を求めるものであったとされる。
(13) 『資治通鑑』巻二二五三 僖宗紀 乾符四年
(14) 『資治通鑑』巻二二五三 僖宗紀 乾符五年
ここでいう「浮屠」とは僧侶を意味し、すなわち、先に挙げた「景仙」を指す。
(15) 『資治通鑑』巻二二五三 僖宗紀 乾符五年
(16) 『資治通鑑』巻二二五三 僖宗紀 広明元年
(17) 『資治通鑑』巻二二五三 僖宗紀 広明元年
(18) 『資治通鑑』巻二二五三 僖宗紀 広明元年
(19) 『資治通鑑』巻二二五五 僖宗紀 中和二年
(20) 『資治通鑑』巻二二五五 僖宗紀 中和三年

(21) 『新唐書』巻二一七下 回鶻伝下

(22) 前掲註(12)論文

(23) 『魏書』巻一〇〇 高句麗伝、『北史』巻九四 高麗伝
『新五代史』巻六五 南漢世家 劉隠伝、『資治通鑑』巻二七四 荘宗紀 同光三年

(24) 漢代の事例にみられる翁主とは、『漢書』巻一下 高帝紀略の如淳の注によれば、諸王の女である。これは本稿で扱う公主と語自体は異なるものの、周辺諸国へ降嫁されて果たす役割は同じであり、ここでは特に区別しない。

(25) 『後漢書』巻一下 光武帝紀一下

(26) 『資治通鑑』巻一二五 文帝紀 元嘉二七年閏十月の条に、北魏と宋との間で交婚が行われようとしたことを伝えて、「(魏主) 餉上橐駝、名馬、并求和、請婚。上遣奉朝請田奇餉以珍羞、異味。…魏主不応、挙手拘天、以其孫示奇曰、「吾遠来至此、非欲為功名、実欲継好息民、永結媒援。宋若能以女妻此孫、我以女妻武陵王、自今匹馬不復南顧。」奇還、上召太子劭及群臣議之、衆並謂宜許、江湛曰、「戎狄無親、許之無益。」劭怒、謂湛曰、「今二王在阨、詎宜苟執異議。」…劭又言於上曰、「北伐敗辱、数州淪破、独有斬江湛、徐湛之可以謝天下。」上曰、「北伐自是我意、江、徐但不異耳。」由是太子与江、徐不平、魏亦竟不成婚。」とあり、同様の記述が『魏書』巻四下 世祖紀下、『北史』巻二 世祖紀にもある。宋でも太子を始めとして北魏との交婚に賛成であったことが窺えるが、最終的には江湛らの反対意見を受けた文帝の意向によってこの交婚は成立しなかった。また、この交婚は北魏から宋へ提案されたものであることから、この事例も北朝で盛んに外交施策として婚姻が行われていたことの一例であると思われる。

(27) 『冊府元亀』巻九七八 外臣部 和親一